

人権 コラム

『外国人労働者の受け入れ』に対し私たちに問われていること

リー・スーイム
李 洙任さん
(龍谷大学教授/教育学博士)



昨年、「外国人材拡大」法が成立しましたが、外国人労働者の受け入れは、一過性の問題ではなく、日本社会に常に存在している重要な問題です。日本は一貫して「移民は受け入れない」が、「外国人労働者は受け入れる」という表現を使っていますが、「移民」と「外国人労働者」の違いをご存じでしょうか？

「移民」とは定住化、永住化する人々であり、「外国人労働者」という言葉はかつてドイツが使っていた「ガストアルバイター(独:Gastarbeiter)」(国際移動をした出稼ぎ外国人労働者で、一時的に滞在を許可され労働に従事する人々)に似ています。新たな在留資格を設けることで、5年間で最大34万人あまりの外国人労働者の受け入れを急ぐ背景には深刻な人手不足があり、加えて他の先進国との競争により優秀な外国人は争奪戦に入っています。優秀な外国人たちに来ていただくためには、日本社会が定住化、永住化していくのに住みやすい社会であるかどうかが問われます。欧州の移民問題を象徴する言葉、「我々は労働力と呼んだが、やってきたのは人間だった」というスイスの作家マックス・フリッシュの言葉はあまりにも有名です。今はヨーロッパでも「移民排斥」の傾向は強まっています。しかし、そもそも国境は人為的に作られ、人は生きていくために必要となれば移動していくのは自然な行動です。

移動労働者はグローバル時代の産物ではなく、日本においては、朝鮮の植民地時代から多くの朝鮮人労働者が日本に移住労働者として渡り、日本の産業の底辺を支えたという史実が社会に浸透していません。それが「ヘイトスピーチ」という社会問題の根源となりました。日本を魅力的な社会にするには、まず「外国人」という言葉を社会から死語にしていこう努力が必要です。韓国・朝鮮籍の人たちの多くがまだ通称名を使っている理由は、

いまだに差別があるからです。帰化した中国人が日本名を採択するケースが多いのは、かつて帰化者に日本名を強要していたからです。このような外国人にかかわる歴史や背景を知ることなしに、「外国人労働者の受け入れ」について正しく議論することはできません。

日本経済は、日本が産業革命に入った明治の時代から安価な労働力を確保するため、近隣のアジア諸国から労働力を調達してきました。1910年から朝鮮半島からの移住労働者が急増し、その末裔がいまだに外国人として社会の周辺に置かれています。1980年後半から1990年前期にかけて日本が高度成長期に入ったとき、建設ラッシュから深刻な労働者不足が起こり、観光ビザで来日し不法就労者として働いたイラン人は最後には強制送還されました。そしてその後の労働者不足を補填するため日系ブラジル人、そして日系ペルー人を労働者として逆輸入します。リーマンショック後、経済が回復し始めた時期には労働者であるにもかかわらず、「技能実習制度」により多くの安価な労働力を中国から担保してきました。東南アジア諸国からの労働者を技能実習生として多く受け入れるためにも、日本社会がもはや待たないという段階に入ったという自覚が必要でしょう。そのためには「外国人」という言葉を死語にする必要があるのではないのでしょうか。「外国籍であろうと日本人であろうと」同じ地域に住めば「住民」なのですから。

※スイスの小説家Max Frisch(1911年5月15日-1991年4月4日)がスイスの外国人労働者問題(主としてイタリア人労働者)について語った言葉で、「スイス経済は労働者と呼んだのに、来たのは人間だった」と記した。

問合せ 市民協働課 7階73番窓口 ☎6659-9734

講座教室 「多文化共生のための異文化コミュニケーション講座」を開催します

無料 一時保育あり

国籍や民族などの異なる人々がよりよい関係を築いていけるよう、ワークショップを通してコミュニケーションについて学びます。

日時 3月7日(木) 14:00~16:00

場所 区役所4階 4-6・8会議室

講師 富岡 美知子氏

(異文化コミュニケーション・トレーナー)

申込み 電話、FAX、送付または来庁にて、講座名・氏名・住所・連絡のつく電話番号・FAX番号(お持ちの方)を、問合せ先までお知らせください。

締切 2月28日(木) 必着

定員 30名(先着順)

一時保育 要申込。乳幼児(6カ月~就学前)対象。申込者の氏名・住所・電話番号、お子さまの氏名・年齢を、講座申込みの際に担当へお知らせください(2月22日(金)必着)。

問合せ 〒557-8501 岸里1-5-20
市民協働課(人権担当) 7階73番窓口
☎6659-9734 ☎6659-2246

講座教室 毛糸ぼんぼんでかわいい動物(ひよこ)をつくろう! 一時保育あり

毛糸でつくるぼんぼんを、ひよこの形に整えるだけで、もふもふの手触りでキュートなひよこが作れます。

対象 中学生以上

日時 2月26日(火) 14:00~16:00

場所 区役所4階 会議室

費用 650円

持ち物 よく切れるハサミ

申込み ①講座名②氏名(よみがな)③年齢④住所⑤連絡先(電話・返信用FAX)をご記入のうえ、往復ハガキ、FAX、窓口(62円ハガキ持参)にてお申し込みください。

締切 2月21日(木) 必着

定員 15名(申込み多数の場合は抽選)

申込み先 〒557-8501 岸里1-5-20
市民協働課 7階73番窓口
☎6659-9734 ☎6659-2246



講座教室 手話をはじめませんか



対象 はじめて手話の講座を受ける区内在住・在勤の高校生以上の方

日時 5月17日~2月28日(毎週金曜日) 19:00~20:30 5月9日(木)に合同開講式を行います。

場所 区民センター

費用 3,240円(テキスト代)

定員 30名(申込み多数の場合は抽選)

申込み 往復はがきに住所・氏名・年齢・勤務先・電話番号(あればFAX番号)を記入のうえ、お申し込みください。

締切 4月19日(金)

申込み先 〒557-8501 岸里1-5-20

問合せ 保健福祉課(地域福祉) 5階51番窓口
☎6659-9857 ☎6659-9468

専門相談日

秘密厳守 無料

	日時	場所
①法律相談	2月1日(金)・19日(火)・3月1日(金) 12:45~16:00 定員24名 ※当日12:45に抽選で相談の順番を決めます。	西成区役所 4階会議室
②日曜法律相談	2月24日(日) 9:30~13:30(電話予約必要) 定員各16名 ※予約受付日時(先着順) 2月21日(木)・22日(金) 9:30~12:00 予約専用電話 ☎6208-8805	福島区役所 東住吉区役所
③行政相談	2月14日(木) 13:00~15:00 申込不要 国の仕事に関するご相談に行政相談委員が応じます。	西成区役所 7階相談室

- 相談者が多数の場合は、受付時間内でもお断りすることがあります。
- 市民の方は、他の区役所においても相談を受けることができます。
- ①②の相談時間は、お一人30分間です(相談後の弁護士記録作成時間等含む)。

問合せ ①③総務課 7階72番窓口 ☎6659-9683

②大阪市総合コールセンター なにわコール(年中無休) ☎4301-7285

我が町川柳

「にしなり我が町4月号」に掲載する川柳の作品を募集します。テーマは「平成」です。掲載作品は、広報紙の編集委員会にて選出します。

対象 区内在住・在勤の方

応募方法 郵便番号・住所(区内在勤の方は、勤務先住所・会社名も併せてご記入ください)・氏名(よみがな)・電話番号を記入し、ハガキ・FAXまたは直接区役所7階72番窓口まで。

締切 2月26日(火)

- 自作で未発表のもの。作品は返還しません。一人一点に限ります。
- 採用された作品の著作権は西成区役所に帰属します。

申込み先 総務課 7階72番窓口 〒557-8501 岸里1-5-20 総務課「我が町川柳」あて
問合せ ☎6659-9683 ☎6659-2245

テーマチョコレート

バレンタイン 貰えるパパに 食べるママ
潮路 吉村 八恵子
憧れのチョコ色電車で 観る歌劇
千本北 奥村 幸子
(編集委員会選・敬称略)